

宮古市スマートコミュニティ推進協議会規約

平成 25 年 7 月 23 日制定

平成 26 年 11 月 12 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 27 年 9 月 7 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、宮古市スマートコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協議会は、宮古市版スマートコミュニティマスタープラン（平成 24 年 9 月策定。以下「マスタープラン」という。）に掲げる事業の円滑な推進を図るとともに、スマートコミュニティに関連する事業の企画・立案等について、官民一体となって協議・検討を図り、マスタープランに掲げる目指す姿である再生可能エネルギーの地産地消、産業振興、雇用創出、対災害性の向上の実現に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) マスタープランに掲げる事業の円滑な推進を図るための協議・検討（進行管理を含む）に関すること。
- (2) スマートコミュニティに関連する新たな事業の企画・立案及び計画の策定に関すること。
- (3) 市民参画を促進するためのスマートコミュニティに関する普及推進に関すること。
- (4) 宮古市内外への情報発信に関すること。
- (5) その他、マスタープランに掲げる目指す姿の実現に必要な事項に関すること。

第 2 章 委員等

(協議会委員)

第 4 条 協議会は、別表 1 に掲げる機関・団体及び学識経験者（以下「構成団体」という。）をもって構成し、協議会委員（以下「委員」という。）は、構成団体又は構成団体の役職員をもって充てる。

2 協議会は必要に応じて、オブザーバーを選任することができる。

(変更による届出)

第5条 構成団体は、その名称、所在地及び代表者の氏名等に変更があったときは、遅滞なく、事務局に変更届（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 協議会の役員として、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 役員は、第4条の構成団体又は構成団体の役職員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。なお、監事は有限責任とし、その責任範囲については、協議会の役員で協議するものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、設立初年度は、平成27年3月31日までとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第9条 役員はその任期が満了し、または辞任により退任しても、後任するまでの間は、その職務を行うものとする。

第4章 総会

(総会の開催)

第10条 総会は、年1回以上の開催とする。ただし、必要に応じて随時総会を開催することができる。

- 2 総会においては、会長が議長となる。

(総会の招集)

第11条 総会は、会長が招集し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を持って委員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第12条 総会は、全委員の過半数の出席により成立するものとする。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

第13条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定または変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

(書面又は代理人による表決)

第14条 やむを得ない理由により総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人を持って議決権を行使することができることとし、総会に出席したものとみなす。

(機密保持等)

第15条 構成団体は、会長が別に定める機密保持契約（以下「機密保持契約」という。）をあらかじめ交わさなければならない。

第5章 入会及び退会

(入会)

第16条 協議会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式第2号）を事務局に提出し、総会に諮り承認を得ることを条件とする。

(退会)

第17条 協議会から退会しようとする者は、退会届を（別紙様式第3号）事務局に提出し、受理されたときをもって退会とする。

2 前項の規定により退会した場合において、第15条の規定については、退会後もその義務を負うものとする。

(除名)

第18条 構成団体が、協議会の名誉を棄損し、又はこの規約に反する行為のあったときには、総会に諮り除名することができる。

第6章 事務局等

(事務局)

第19条 協議会の業務を円滑かつ効率的に執行するため、事務局を宮古市市民生活部環境課（岩手県宮古市新川町2番1号）及びアジア航測株式会社（神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トゥエンティワン 3F）に置き、事務局長、事務局次長及び事務局員は会長が委嘱する。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 その他

(事業年度)

第20条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするが、設立の初年度は、設立した日からその年度の属する3月31日までとする。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年7月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年9月7日から施行する。

(別表 1 (第 4 条関係))

宮古市スマートコミュニティ推進協議会構成団体

No.	構成団体名	備考
1	国立大学法人東北大学大学院 教授 中田 俊彦	学識経験者
2	アジア航測株式会社	
3	株式会社岩手銀行	
4	岩手県北自動車株式会社	
5	日本電信電話株式会社	
6	東日本電信電話株式会社	
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北	
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸	
10	エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社	
11	株式会社エネット	
12	オリックス株式会社	
13	カメイ株式会社	
14	T M I 総合法律事務所	
15	東電設計株式会社	
16	日本国土開発株式会社	
17	パナソニックシステムネットワークス株式会社	
18	復建調査設計株式会社	
19	宮古商工会議所	
20	宮古市	
オブザーバー	経済産業省東北経済産業局	
オブザーバー	復興庁岩手復興局	
オブザーバー	岩手県復興局産業再生課	

(様式第1号(第5条関係))

年 月 日

宮古市スマートコミュニティ推進協議会会長 へ

住所
氏名

変 更 届

宮古市スマートコミュニティ推進協議会に届け出ている内容に変更が発生したため、変更届出書を提出いたします。

記

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更理由

3 添付書類

(様式第2号 (第16条関係))

年 月 日

宮古市スマートコミュニティ推進協議会会長 へ

住所

氏名

入 会 申 込 書

宮古市スマートコミュニティ推進協議会に入会したいので、次の添付書類とともに申込書を提出いたします。

添付書類

- (1) 会社概要・会社パンフレット 1部
- (2) 協議会構成団体からの推薦状 (任意様式) 1社
- (3) その他会長が特に認めるもの

(様式第3号 (第17条関係))

年 月 日

宮古市スマートコミュニティ推進協議会会長 あて

住所
氏名

退 会 届

宮古市スマートコミュニティ推進協議会を退会したいので、ここに退会届を提出いたします。